

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父母、未成年の子2名及び祖母）について、障害を抱える申立人長男の安定した生活や学習環境等を確保するため、申立人父が先行して平成24年4月から福島県外へ避難し、避難先で再就職先や申立人長男の通学先を確保した後、申立人母及び子2名が申立人長男の進学時期に合わせて平成25年4月から避難し申立人父と合流したという避難経過に関する事情等を踏まえ、上記避難の合理性を認め、平成24年4月から平成25年3月までの避難費用（避難交通費及び引越費用）、平成25年4月から平成27年3月までの避難雑費（子1名につき月額2万円）のほか、申立人父や申立人祖母との二重生活に伴う平成24年4月から平成27年3月までの生活費増加費用等（生活費増加費用、面会交通費及び家財道具購入費用）が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、別紙記載の和解金合計312万1600円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年6月6日

（仲介委員 福武 功藏）

別 紙

損害項目		対象期間	和解金
避難費用	避難交通費	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで	¥110, 400
	引越費用		¥100, 000
生活費 増加費用	二重生活による 生活費増加費用	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	¥720, 000
	面会交通費		¥1, 131, 200
	家財道具購入費用		¥100, 000
避難雑費		平成 25 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	¥960, 000
和解金			¥3, 121, 600